

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「薬局薬剤師の在宅業務」 (2)参考資料（主な報酬、調剤できる注射薬 等）

作成：日医工株式会社 MPSグループ

資料No.20251021-2002(2)-3

（2025年10月21日更新）

・P14_薬局で交付できる注射薬が追加されたためを更新しました

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに関係する内容は記載しておりません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。
なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

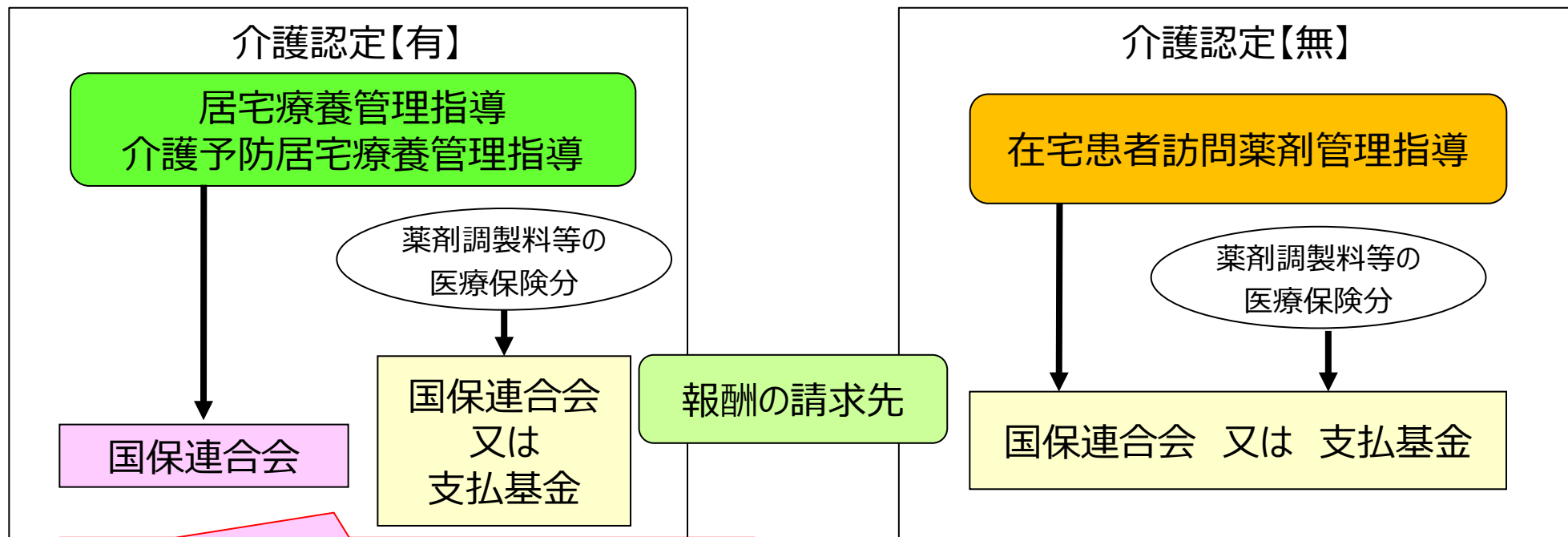
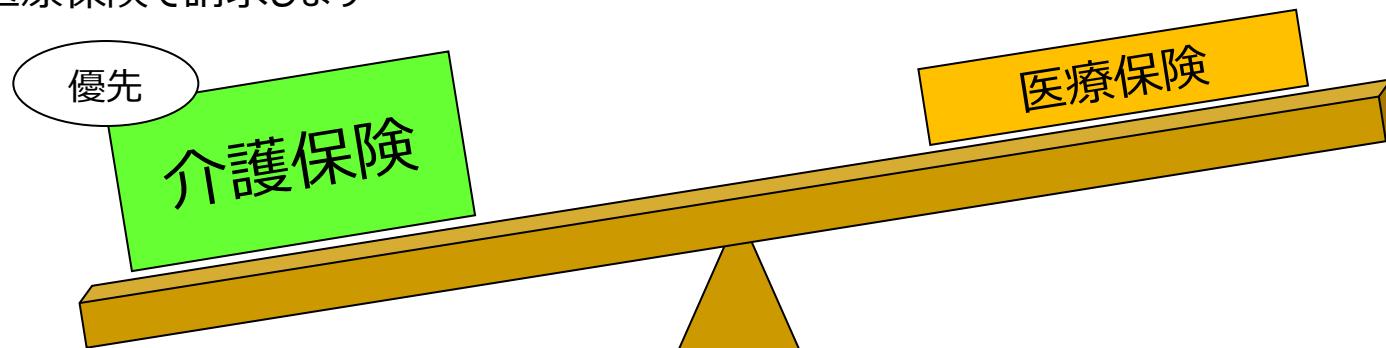
<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>



お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒

保険の扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
介護保険施設と薬剤師の在宅訪問・・・・・・・・	P5
在宅関連点数（計画訪問）・・・・・・・・・・	P6
在宅関連点数（緊急訪問）・・・・・・・・・・	P7
在宅関連点数（その他）・・・・・・・・・・	P8
介護保険利用者に算定できる調剤報酬・・・・・・・・	P9
薬局で交付できる注射薬・・・・・・・・・・	P12
薬局で交付できる特定保険医療材料・・・・・・・・	P15

- 訪問する患者の介護認定の有無により算定する報酬が異なりますので、介護認定の確認が必要です
- 介護認定を受けている場合、訪問薬剤管理指導の費用は介護保険が優先され、その他の費用（薬剤調製料や薬剤料等）は医療保険で請求します



介護認定者の場合、介護と医療それぞれでレセプトを作成します

●原則、医師や薬剤師の配置規定のある介護施設への訪問はできません
(特別養護老人ホームの場合は、末期がん患者は訪問薬剤管理指導料、その他の患者は服薬管理指導料 3 が算定できます)

	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	老健 (介護老人保健施設)	介護医療院
概要	要介護のための生活施設 (原則要介護 3 以上)	在宅復帰を目指す要介護者に対し、リハビリ等を提供する施設	長期療養が必要な要介護者のための施設
人員基準			
医師	必要な数 (非常勤可)	100 : 1 以上 (常勤1以上、常勤換算可)	【I型】48 : 1 以上 【II型】100 : 1 以上
薬剤師	規定なし	実情に応じた適当数 (300 : 1)	【I型】150 : 1 以上 【II型】300 : 1 以上
薬剤の給付	医療保険で給付 (処方箋発行可)	介護保険で給付 (包括) (原則処方箋発行不可)	介護保険で給付 (包括) (原則処方箋発行不可)
		当該施設の医師以外の医師による、高度な薬学的管理を必要とする薬剤に係る処方箋は発行可	
訪問薬剤管理指導料 [医療保険]	末期がん患者のみ算定可 (末期がん患者以外は、 服薬管理指導料 3 の算定可)	算定不可	算定不可
		当該施設の医師以外の医師により、高度な薬学的管理を必要とする薬剤に係る処方箋が発行された場合、「調剤基本料、薬剤調製料、調剤管理料、服薬管理指導料 3、外来服薬支援料 2、薬剤料、特定保険医療材料料」は算定可	
居宅療養管理指導費 [介護保険]	算定不可	算定不可	算定不可

(参考) 令和6年10月16日薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会資料 2 の内容を基に日医工 (株) が作成
本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

		点数（単位数）			備考
		単一建物診療患者（居住者）の人数			
		1人	2～9人	10人以上	
居宅療養管理指導費【介護報酬】（1回につき）※		518単位	379単位	342単位	○患者1人当たり訪問とオンラインを合わせて月4回まで （週2回かつ月8回まで） ・末期がん患者 ・中心静脈栄養を受けている患者 ・注射による麻薬の投与を受けている患者 ※介護予防居宅療養管理指導費も同じ単位数
麻薬管理指導加算※		100単位			
医療用麻薬持続注射療法加算※		250単位			
在宅中心静脈栄養法加算※		150単位			
特別地域居宅療養管理指導加算※		所定単位数の15/100			
中山間地域等における小規模事業所加算※		所定単位数の10/100			
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※		所定単位数の5/100			
居宅療養管理指導費（オンライン服薬指導）【介護報酬】※		46単位			○患者1人当たり訪問とオンラインを合わせて月4回まで （週2回かつ月8回まで） ・末期がん患者 ・中心静脈栄養を受けている患者 ・注射による麻薬の投与が必要な患者
在宅患者訪問薬剤管理指導料（1回につき）【届出】		650点	320点	290点	
麻薬管理指導加算		100点			
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】		250点			
乳幼児加算		100点			
小児特定加算		450点			
在宅中心静脈栄養法加算【届出】		150点			
在宅患者オンライン薬剤管理指導料（1回につき）		59点			
麻薬管理指導加算（処方箋受付1回につき）		22点			
乳幼児加算（処方箋受付1回につき）		12点			
小児特定加算（処方箋受付1回につき）		350点			

	点数	備考
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1回につき） 1：計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うもの の場合 2：1以外の場合	1：500点 2：200点	○計画訪問患者1人当たり1、2、オンラインを合わせて月4回まで ○・末期がん患者 ・注射による麻薬の投与が必要な患者 は月8回まで （特に医療上の必要があり、処方箋に基づく場合は月8回を超えて算定可） ○介護認定者で自宅等に入居している患者、 特養に入所している末期がん患者も算定可 （オンラインも算定可） ○新型インフルエンザ等感染症等患者で、処方医の指示により患家、 宿泊施設、老健、介護医療院、特養の患者に緊急訪問を行った場合 は計画訪問の有無によらず1を算定可
麻薬管理指導加算	100点	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】	250点	
乳幼児加算	100点	
小児特定加算	450点	
在宅中心静脈栄養法加算【届出】	150点	
（1のみ）夜間訪問加算	400点	
（1のみ）休日訪問加算	600点	
（1のみ）深夜訪問加算	1,000点	
在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料（1回につき）	59点	
麻薬管理指導加算（処方箋受付1回につき）	22点	○計画訪問患者1人当たり1、2、オンラインを合わせて月4回まで ○・末期がん患者 ・注射による麻薬の投与が必要な患者 は月8回まで （特に医療上の必要があり、処方箋に基づく場合は月8回を超えて算定可）
乳幼児加算（処方箋受付1回につき）	12点	
小児特定加算（処方箋受付1回につき）	350点	
在宅患者緊急時等共同指導料	700点	
麻薬管理指導加算	100点	○月2回まで ○介護認定者で自宅等に入居している患者、 特養に入所している末期がん患者も算定可 ※自宅等入所者は同一日に居宅療養管理指導費（介護予防居宅療養管理指導費）が算定されている場合は算定不可
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【届出】	250点	
乳幼児加算	100点	
小児特定加算	450点	
在宅中心静脈栄養法加算【届出】	150点	

	点数	備考
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		○介護認定者で自宅等に入居している患者、特養入所者も算定可
1：処方箋に基づき処方医に照会し、処方変更された場合 イ：残薬調整 □：残薬調整以外	イ：40点 □：20点	
2：処方箋交付前に処方医と相談し、処方変更された処方箋を受け付けた場合 イ：残薬調整 □：残薬調整以外	イ：40点 □：20点	
経管投薬支援料	100点	○初回に限り ○介護認定者で自宅等に入居している患者、特養入所者も算定可
在宅移行初期支援料	230点	○介護認定者で自宅等に入居している患者、特養入所者も算定可
施設連携加算（外来服薬支援料2の加算）	50点	○特養に入所している患者で特に重点的な服薬管理の支援が必要な場合に限り、月1回まで
退院時共同指導料	600点	○入院中の患者に、入院中1回まで ○末期がん患者等は2回まで
服薬管理指導料3	45点	○特養入所者（ショートステイ含む） ○老健入所者※ ○介護医療院入所者※ ※当該施設の医師以外の医師により、高度な薬学的管理を必要とする薬剤に係る処方箋が発行された場合
在宅薬学総合体制加算（調剤基本料の加算）【届出】		○介護認定者で自宅等に入居している患者、特養入所者も算定可
1	15点	○在宅実績年24回以上 など
2	50点	1の基準＋ ○「麻薬の備蓄＋無菌製剤処理室または設備」又は「在宅の乳幼児加算又は小児特定加算年6回以上」 ○かかりつけ薬剤師指導料等年24回以上 など

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

	入院中以外の患者 (老健・特養入所者以外)	老人保健施設（老健） 入所者	特別養護老人ホーム（特養） 入所者
調剤技術料（調剤基本料、薬剤調製料）	○	○	○
調剤管理料	○	○	○
服薬管理指導料	○ (同一月に居宅療養管理指導費 を算定している場合は不可 指導計画の疾病と別の疾病等に 係る臨時投薬であれば算定可)	○	○
注14特例（かかりつけ薬剤師と連携する 薬剤師が対応した場合）		×	×
かかりつけ薬剤師指導料		×	×
かかりつけ薬剤師包括管理料		×	×
外来服薬支援料 1	○ (同一月に居宅療養管理指導費 を算定している場合は不可)	×	○
外来服薬支援料 2	○	○	○
在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○	○ (新型インフルエンザ等感染症患者に限る)	○ (末期の悪性腫瘍の患者又は 新型インフルエンザ等感染症患者に限る)
在宅患者緊急時等共同指導料	○ (同一月に居宅療養管理指導費 を算定している場合は不可)	×	○ (末期の悪性腫瘍の患者に限る)
服薬情報等提供料	○ (同一月に居宅療養管理指導費 を算定している場合は不可)	×	○

(参考) 令和6年3月27日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

	入院中以外の患者 (老健・特養入所者以外)	老人保健施設（老健） 入所者	特別養護老人ホーム（特養） 入所者
服薬情報等提供料	○ (同一月に居宅療養管理指導費 を算定している場合は不可)	×	○
薬剤料	○	○※	○
特定保険医療材料料	○	○	○
上記以外	○	×	○

- ※当該施設の医師以外の医師により、高度な薬学的管理を必要とする薬剤に係る処方箋が発行された場合の薬剤料又は次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
- ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
 - ・HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
 - ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
 - ・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・エポエチンベータベゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 - ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 - ・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 - ・血友病の患者に使用する医薬品（血友病患者における出血傾向の抑制の効能又は効果を有するものに限る。）

（参考）令和6年3月27日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

	介護医療院入所者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用 （362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用 （362単位）を算定した日の場合
調剤技術料（調剤基本料、薬剤調製料）	○	
調剤管理料	○	
服薬管理指導料	○	
外来服薬支援料 2	○	
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	○ (新型インフルエンザ等感染症患者に限る)	
薬剤料	○※	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
上記以外	×	

※次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。

- ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
- ・HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
- ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
- ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

（参考）令和6年3月27日「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

●注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤のみとされています

- インスリン製剤
 - ヒト成長ホルモン剤
 - 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤
 - 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤
 - 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
 - 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤
 - 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤
 - 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤
 - 活性化プロトロンビン複合体
 - 乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体
 - 自己連続携行式腹膜灌流用灌流液
 - 在宅中心静脈栄養法用輸液
 - 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
 - 性腺刺激ホルモン製剤
 - ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体
 - ソマトスタチンアナログ
 - 顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
 - インターフェロンアルファ製剤
 - インターフェロンベータ製剤
 - ブプレノルフィン製剤
 - 抗悪性腫瘍剤
 - グルカゴン製剤
 - グルカゴン様ペプチド－ 1 受容体アゴニスト
 - ヒトソマトメジンC製剤
 - 人工腎臓用透析液
(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)
- 血液凝固阻止剤
(在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る)
 - 生理食塩水
(在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本表の注射薬を投与のための溶解又は希釈に用いる場合に限る)
 - プロスタグランジン I 2 製剤
 - モルヒネ塩酸塩製剤
 - エタネルセプト製剤
 - 注射用水
(本表の注射薬投与のための溶解又は希釈に用いる場合に限る)
 - ペグビソマント製剤
 - スマトリプタン製剤
 - フェンタニルクエン酸塩製剤
 - 複方オキシコドン製剤
 - オキシコドン塩酸塩製剤
 - ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
 - デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤
 - デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤
 - プロトンポンプ阻害剤
 - H 2 遮断剤
 - カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤
 - トラネキサム酸製剤
 - フルルビプロフェンアキセチル製剤
 - メクロプラミド製剤
 - プロクロルペラジン製剤
 - ブチルスコポラミン臭化物製剤
 - グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L－システイン塩酸塩配合剤

- アダリムマブ製剤
 - エリスロポエチン
(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る)
 - ダルベポエチン
(在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る)
 - テリパラチド製剤
 - アドレナリン製剤
 - ヘパリンカルシウム製剤
 - アポモルヒネ塩酸塩製剤
 - セルトリズマブペゴル製剤
 - トシリズマブ製剤
 - メトレプレチン製剤
 - アバタセプト製剤
 - p H 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
 - 電解質製剤
 - 注射用抗菌薬
 - エダラボン製剤
(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)
 - アスホターゼ アルファ製剤
 - グラチラマー酢酸塩製剤
 - 脂肪乳剤
 - セクキヌマブ製剤
 - エボロクマブ製剤
 - プロダルマブ製剤
 - アリロクマブ製剤
 - ベリムマブ製剤
 - イキセキズマブ製剤
- ゴリムマブ製剤
 - エミシズマブ製剤
 - イカチバント製剤
 - サリルマブ製剤
 - デュピルマブ製剤
 - ヒドロモルフォン塩酸塩製剤
 - インスリン・グルカゴン様ペプチドー 1 受容体アゴニスト配合剤
 - ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤
 - 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤
 - プロスマブ製剤
 - アガルシダーゼ アルファ製剤
 - アガルシダーゼ ベータ製剤
 - アルグルコシダーゼ アルファ製剤
 - イデュルスルファーゼ製剤
 - イミグルセラーゼ製剤
 - エロスルファーゼ アルファ製剤
 - ガルスルファーゼ製剤
 - セベリパーゼ アルファ製剤
 - ベラグルセラーゼ アルファ製剤
 - ラロニダーゼ製剤
 - メポリズマブ製剤
 - オマリズマブ製剤
(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く)
 - テデュグルチド製剤
 - サトラリズマブ製剤
 - ビルトラルセン製剤
 - レムデシビル製剤
 - ガルカネズマブ製剤

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- オファツムマブ製剤
 - ボソリチド製剤
 - エレヌマブ製剤
 - アバロパラチド酢酸塩製剤
 - カプラシズマブ製剤
 - 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤
 - フレマネズマブ製剤
(4週間に一回投与する場合に限る)
 - メトトレキサート製剤
 - チルゼパチド製剤
 - ビメキズマブ製剤
(4週間を超える間隔で投与する場合を除く)
 - ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤
 - ペグバリアーゼ製剤
 - パビナフスプ アルファ製剤
 - アバルグルコシダーゼ アルファ製剤
 - ラナデルマブ製剤
 - ネモリズマブ製剤
 - ペグセタコプラン製剤
 - ジルコプランナトリウム製剤
 - コンシズマブ製剤
 - テゼベルマブ製剤
 - オゾラリズマブ製剤
 - トラロキヌマブ製剤
 - エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤
 - ドブタミン塩酸塩製剤
 - ドパミン塩酸塩製剤
 - ノルアドレナリン製剤
- ベドリズマブ製剤
 - ミリキズマブ製剤
 - 乾燥濃縮人プロテイン C 製剤
 - メコバラミン製剤
 - ベンタリズマブ製剤
(4週間を超える間隔で投与する場合を除く)
 - マルスタシマブ製剤
 - ロザノリキシズマブ製剤
 - レブリキズマブ製剤
 - クロバリマブ製剤
 - シパグルコシダーゼ アルファ製剤
 - パロペグテリパラチド徐放性製剤 (2025年10月22日追加)

001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器	(2) 輪状甲状膜切開チューブ 2,030円
(1) 標準型 17円	(3) 保持用気管切開チューブ 6,140円
(2) 針刺し事故防止機能付加型 17円	010 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
002 削除	(1) 2管一般(Ⅰ) 233円
003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器 11円	(2) 2管一般(Ⅱ) ① 標準型 561円
004 腹膜透析液交換セット	② 閉鎖式導尿システム 862円
(1) 交換キット 554円	(3) 2管一般(Ⅲ) ① 標準型 1,650円
(2) 回路 ① Yセット 884円	② 閉鎖式導尿システム 2,040円
② A P Dセット 5,470円	(4) 特定(Ⅰ) 741円
③ I P Dセット 1,040円	(5) 特定(Ⅱ) 2,060円
005 在宅中心静脈栄養用輸液セット	011 在宅血液透析用特定保険医療材料 (回路を含む。)
(1) 本体 1,400円	(1) ダイアライザー ① I a 型 1,440円
(2) 付属品 ① フーバー針 419円	② I b 型 1,500円
② 輸液バッグ 414円	③ II a 型 1,450円
006 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル	④ II b 型 1,520円
(1) 経鼻用 ① 一般用 183円	⑤ S 型 2,220円
② 乳幼児用 ア 一般型 94円	⑥ 特定積層型 5,590円
イ 非 D E H P 型 147円	(2) 吸着型血液浄化器 (β2-ミクログロブリン除去用) 21,700円
③ 経腸栄養用 1,600円	012 皮膚欠損用創傷被覆材
④ 特殊型 2,110円	(1) 真皮に至る創傷用 1cm ² 当たり 6円
(2) 腸瘻用 3,870円	(2) 皮下組織に至る創傷用 ① 標準型 1cm ² 当たり 10円
007 万年筆型注入器用注射針	② 異形型 1g 当たり 35円
(1) 標準型 17円	(3) 筋・骨に至る創傷用 1cm ² 当たり 25円
(2) 超微細型 18円	013 非固着性シリコンガーゼ
008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ	(1) 広範囲熱傷用 1,080円
(1) 化学療法用 3,180円	(2) 平坦部位用 142円
(2) 標準型 3,080円	(3) 凹凸部位用 309円
(3) P C A 型 4,270円	014 水循環回路セット 1,100,000円
(4) 特殊型 3,240円	015 人工鼻材料
009 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ	(1) 人工鼻 ① 標準型 492円
(1) 一般型 ① カフ付き気管切開チューブ	② 特殊型 1,000円
ア カフ上部吸引機能あり i 一重管 4,020円	(2) 接続用材料 ① シール型 ア 標準型 675円
ii 二重管 5,690円	イ 特殊型 1,150円
イ カフ上部吸引機能なし i 一重管 3,800円	② チューブ型 16,800円
ii 二重管 6,080円	③ ボタン型 22,100円
② カフなし気管切開チューブ 4,080円	(3) 呼気弁 51,100円

本資料は、2025年10月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする
医療行政情報

スタジー
Stu-GE

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定に関連する速報情報
- 調剤報酬改定に関連する速報情報
- 認定薬局制度等（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）の情報
- DPC／PDPS制度に関連する情報
- その他 医療行政に関連する情報など

会員登録は **無 料**

いますぐ、会員登録を!!

会員特典①

メールマガジンの配信
（希望者）

会員特典②

会員限定コンテンツ
の閲覧

QRコードからスマートフォンで簡単登録



URLからパソコンで簡単入力

<http://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrakutions/index>